

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（札幌市国民健康保険）

## 1 新規事業

項目		傷病手当金	保険料減免（コロナ特例）
制度概要	目的	感染拡大防止のため、被用者の収入の一部を補填することで休みやすい環境づくりを進める	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する見込みの世帯等の保険料を減免する
	対象者	被用者のうち4日以上就労できなかった者	主たる生計維持者の収入が3割以上減少する見込みの世帯等
	効果	次の計算により手当を支給。支給額＝その者の給与日額×2/3×就労できなかった4日目以降の日数	前年度の所得に応じて、保険料の20%～100%を減免
	対象期間	R2年1月～9月までの間で就労できなかった日	R2年2月～R3年3月までの保険料
事業概要	導入の決定	R2.5.1の臨時市議会にて条例改正・補正予算を可決	R2.6.10の定例市議会にて補正予算を可決
	予算（財源）	1.1億円（国費で全額補てん）	3.6億円（国費で全額補てん）
	受付期間	R2.5.1～	R2.6.15～
	周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報さっぽろ6月号、報道機関投込</li> <li>・被保険者あて保険料納入通知書にチラシ同封</li> <li>・被保険者証更新証送付時の同封物に制度について記載</li> <li>・HPへ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報さっぽろ7・8月号、報道機関投込</li> <li>・被保険者あて保険料納入通知書の同封物に制度について記載</li> <li>・減免対象の所得がある世帯にDM発送</li> <li>・HPへ掲載</li> </ul>
状況 (6月末現在)	申請件数	2件	8,969件
	決定件数	2件	<令和元年度分> 138件 / <令和2年度分> 162件
	決定額	支給総額：291,202円	<令和元年度分> 4,302,350円 / <令和2年度分> 27,898,480円
	(決定1件あたり)	145,601円	<令和元年度分> 31,176円 / <令和2年度分> 172,213円

## 2 区役所等における市民対応

項目	概要	期間
① 届出期限の延長	通常は事実発生日から14日以内とされる加入・脱退の届出期限を特例的に延長	R2.3.13～（現在も継続中）
② 制度の再周知	徴収猶予や一部負担金減免などを「生活支援ガイド」で再周知	R2.3.26～（現在も継続中）
③ 届出等の郵送対応化	原則来庁が必要な手続の一部（9種類）を特例的に郵便で受付	R2.3.26～（現在も継続中）
④ 収納の自宅訪問自粛	職員の訪問による督促や催告を自粛（電話・郵便へ切替）	R2.5.8～（現在も継続中）
⑤ 特定健診の中止	住民集団健診会場、実施医療機関とも一定期間休止	住民集団健診会場：R2.3.4～5.31（6/1より再開） 実施医療機関：R2.4.16～5.25（5/26より再開）
⑥ 保健指導等の中止等	訪問による保健指導等を一定期間休止	特定保健指導：R2.3.3～5.25（4/1～4/19の期間は実施、5/26より再開） 生活習慣病重症化予防受診勧奨：3/3より訪問自粛、電話による勧奨へ切替（現在も継続中）

報道機関各社様

## 札幌市国民健康保険及び後期高齢者医療制度における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請受付の開始について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、発熱症状等がある場合に仕事を休みやすい環境づくりを目的として、札幌市国民健康保険の被保険者で「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する」ため国民健康保険条例を改正し、令和2年5月1日から支給申請書の受付を開始しました。

また、札幌市にお住いの後期高齢者医療制度の被保険者についても、同様に受付を開始しました。

### 1 支給要件

#### (1) 対象者

被保険者のうち、被用者（労務を提供し給与等を受けている者）であり、次の3つの条件をすべて満たす方

- ① 新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のため仕事ができないこと
- ② 4日以上休んでいること
- ③ 休んだ期間について給与等がもらえないこと（給与等が支払われている場合でもその金額が傷病手当金より少ないときは、その差額を支給）

#### (2) 支給額

日額（直近の3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3）×支給対象日数\*

\*支給対象日数：療養のため仕事を休んだ最初の日を起算日として、4日目以降から労務に服することができなかつた期間のうち就労を予定していた日数

#### (3) 支給の対象となる期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日まで

### 2 申請方法

原則として、区役所の担当係にて郵送により申請受付を行います。

#### (1) 担当係

各区役所 保険年金課給付係（厚別区、清田区、手稲区は保険係）

#### (2) 申請書

下記の札幌市公式ホームページからダウンロードいただくか、担当係から郵送する

### 3 問い合わせ先等

制度に関する一般的な問い合わせ先：札幌市コールセンター 011-222-4894

ホームページ

国保 : <http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/2020syoubuyoteate.html>

後期高齢者 : [http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/rouken/kokikorei\\_iryouchi.html](http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/rouken/kokikorei_iryouchi.html)

問い合わせ先

保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課

春田、飛弾野（ひだの） TEL 011-211-2952

保険料納入通知書に同封し全世帯に配布（B5サイズ・約27.5枚）

**国保**

加入中の

**被用者**※

SAPPORO

の方へ

※労務を提供して雇主から給与等をもたらしている方

## 新型コロナウイルス感染症に 感染又は感染の疑いで



療養のため  
仕事を休んだとき **傷病手当金** 制度が  
あります

対象は  
右の1～3  
の全てに  
該当する方

### 1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと

原則として、事業主と医療機関の証明（下記申請書③及び④）が必要です。ただし、医療機関を受診せず回復した場合は、申請書④の提出が不要になることがあります。

### 2. 4日以上休んでいること

発熱等の症状があつて最初に「勤務予定があり仕事を休んだ日」が起算日（1日目）となります。起算日から数えて、3日経過した後の「勤務予定があり仕事を休んだ日」が、支給対象日となります。

### 3. 休んだ期間について給与等がもらえないこと

就労先から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

対象となる期間は、令和2年1月1日～9月30日の間です。

ただし、入院が継続するときは最長1年6月までです。

支給額

直近の継続した3月間の  
給与収入の合計額  
÷  
就労日数  
× 3分の2 × 支給対象日数

申請は「国民健康保険傷病手当金支給申請書①～④」の4枚を

①世帯主記入用 ②被保険者記入用 ③事業主記入用 ④医療機関記入用

お住まいの区の区役所保険年金課給付係※に原則として郵送で提出

（※厚別区、清田区、手稲区は 保険係）

↓ ホームページで申請書のダウンロードができます

申請書のダウンロードができない方は、下記の国保健康推進担当課または区役所の担当の係に電話連絡で郵送します。



詳しくは、札幌市公式ホームページで確認

<https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/kokuho/2020syoubuyoteate.html>

傷病手当金に  
関する  
問い合わせ先

札幌市コールセンター

:011-222-4894(年中無休8:00～21:00)

保険医療部国保健康推進担当課

:011-211-2341(平日8:45～17:15)

または お住いの区の区役所保険年金課給付係へ（厚別区・清田区・手稲区は保険係へ）

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免の実施 および専用コールセンターの開設について

### 1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少する見込みの世帯や、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯を対象に、申請により、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の保険料について減免を実施します。

#### (1) 対象世帯・減免額

##### <対象世帯①>

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯（介護・後期は被保険者）

減免額：対象となる保険料全額

##### <対象世帯②>

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等(※)の減少が見込まれ、以下の要件にすべて該当する世帯（介護・後期は被保険者）。

ただし、介護保険は要件3を満たす必要はない

**要件1**：主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金等で補填されるべき金額を除く）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

**要件2**：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

**要件3**：主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下の世帯

※事業収入等：事業、不動産、山林又は給与収入。

年金・株式の配当・譲渡・一時所得など、上記以外の収入の減少は対象外。

減免額：以下の計算方法により算出

$$\text{減免対象保険料額} (A \times B \div C) \times \text{減免割合} (D)$$

A：世帯の対象となる被保険者全員にかかる保険料額

B：主たる生計維持者の減収が見込まれる事業収入等に係る前年所得の合計額

C：主たる生計維持者及び被保険者全員の前年所得の合計額（※）

※介護保険は、主たる生計維持者の前年所得の合計額

## 減免割合D

### <国民健康保険・後期高齢者医療制度>

主たる生計維持者の 令和元年中所得の合計	減免割合
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1,000万円以下	20%

### <介護保険>

主たる生計維持者の 令和元年中所得の合計	減免割合
200万円以下	100%
200万円超	80%

## (2) 対象となる保険料の期間

令和元年度：令和2年2・3月分の保険料（令和2年2月年金天引き分を含む。）

令和2年度：全期間の保険料

## (3) 被保険者への周知について

令和元年中に事業収入等に係る所得がある方を対象に制度案内兼申請書（別紙）を6月中旬に発送いたしますので、制度案内が届くまでお待ちください。また、同封の返信用封用により郵送での申請をお願いします。

（対象：国保・介護・後期合計で約190,000世帯）

国保：6月12日（金）発送予定

介護・後期：6月19日（金）発送予定

※ 申請書が届いていない場合でも、下記コールセンターにご依頼いただければ申請書を送付します。

## (4) 申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則、郵送でのみ受け付けています。

## 2 専用コールセンターの開設について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免については、6月11日（木）以降専用コールセンターにお問い合わせください。

<専用コールセンター 電話番号>

**050-3640-9301**

受付時間 9:00 ~ 19:00（土・日・祝日を除く）

お問い合わせ先：

<国民健康保険・後期高齢者医療制度>

保健福祉局保険医療部 保険企画課 赤江・清水 TEL211-2952

<介護保険>

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 吉田・久富 TEL211-2547